

「運動で自分磨きプログラム」のご案内

スポーツの秋！気軽にリフレッシュしてみませんか？

●**ごこで** 健康福祉センター
すこやかホール

●**参加費** 無料

●**定員** 各回20名

※事前の申し込みが必要です。

【申し込み・問い合わせ】

健康福祉課健康推進係

☎86-10210

内容	日時
昼下がりの美姿勢ヨガ	10月5・12・19日 (月曜日) 午後2時30分～3時30分
金曜日の筋活レッスン	10月9・16・30日 (金曜日) 午後2時30分～3時30分
週末の体幹リセット	10月2・23日 (金曜日) 午後7時30分～8時30分
おやすみ前のゆったりセルフケア	10月13・27日 (火曜日) 午後7時30分～8時30分

県による移住世帯への家賃補助制度スタート

一定の条件を満たす移住世帯が、賃貸住宅に入居した場合その家賃の一部が補助されます。

●**対象世帯**

①令和2年3月1日以降に県外から県内の市町村に転入すること。

②転入前に公的相談窓口等を利用していること。

③会社等の転勤や進学による異動でないこと。（ただし）

●**補助対象** 民間および市町村空き家バンクの家賃住宅の家賃

●**補助金額** 月額最大1万円
(転入翌月から最大24月)

※詳しい内容については、一般社団法人ふるさと山形移住・定住推進センターにお問い合わせください。

【問い合わせ】

(一社)ふるさと山形移住・定住推進センター

☎023-687-0777

3密に対応して開催します！

第50回白鷹町芸術祭の開催について



オンラインで楽しもう！

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、内容の変更と規模を縮小し開催します。芸能部門は無観客で収録後、YouTube 配信を行います。展示部門は感染防止対策を図りながら、白鷹町文化交流センターあゆーむにて開催します。茶席、音楽部門は中止とします。

【芸能部門・配信方法】

- ◆いつ 令和2年10月30日(金)～令和3年9月30日(木)
- ◆方法 YouTube 配信(随時掲載予定)
- ◆参加者 白鷹町芸術文化協会会員

【展示部門】

- ◆いつ 10月30日(金)～11月1日(日) 3日間
 - ◆場所 白鷹町文化交流センター あゆーむ
 - ◆時間 午前9時～午後5時(最終日のみ午後3時まで)
- ※芸能部門と展示部門の出演者の一般募集はしませんのでご了承ください。



【問い合わせ】白鷹町芸術文化協会事務局：教育委員会生涯学習・文化振興係 ☎85-6146

■白鷹町総合防災訓練のお知らせ

●いつ 10月25日(日)

午前9時～昼12時

●どこで 蚕桑小学校グラウンド

●内容 火災防ぎょ訓練、水防訓練、避難所開設訓練など

※当日、ポンプ車のサイレンが鳴りますので、火災と間違わないようお願いいたします。

※火災防ぎょ訓練時、周辺の道路が通行止めになりますので、ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ】

総務課防災管財係

☎85-6122



昨年度の様子

■蚕桑紬パーク屋内運動場利用調整会議

蚕桑紬パークの冬期(12月～3月)の利用申込を受け付けます。

なお、冬期間の利用に関しては、町内団体(5人以上)を優先としますので、調整会議は町内団体を対象とします。

また、昨年度冬期利用実績のある団体には別途様式をお送りします。

●申込受付期間

10月21日(水)午後5時まで

●申込方法 指定様式によりお申し込みください。(白鷹町武道館に備え付け)

《利用調整会議》

●いつ 11月10日(火)

午後7時～

●どこで 中央公民館大会議室
※利用申込団体は、各団体代表1名必ず出席ください。

※利用調整会議は、申込期間内に利用申請の提出があった団体のみ参加できます。

【申し込み・問い合わせ】

教育委員会生涯スポーツ係

☎88-7175

[FAX]85-0012

令和2年7月豪雨災害に伴う医療・介護の一部負担金・利用料の免除などについて

7月28日の豪雨災害で被災された白鷹町国民健康保険および白鷹町介護保険の被保険者で、次の要件に該当する方について、医療費および介護サービス利用料などの支払いを猶予または免除します。

【対象者】

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした方。
- ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方。
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方。
- ④主たる生計維持者が業務を廃止または休止した方。
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方。

【受診などの方法と免除決定の流れ】

- ①医療機関、介護サービス事業所などの窓口で、住宅全半壊・床上浸水などの被災をしていることを申告することで、受診・利用時の支払いが猶予されます。
- ②支払いが猶予された方について、後日、支払い免除の対象要件を満たしているかを町が調査します。
- ③調査により免除が決定された方は支払いを要しませんが、免除要件を満たさなかった方には町より医療費などの請求をしますので、後日お支払いください。

【実施期間】

- 7月28日(火)から10月31日(土)までの診療分・サービス分。
※7月28日から現在まで、すでに医療機関などを受診されている対象者の方は、各担当窓口申請いただくことで一部負担金の返還を受けることができます。

【問い合わせ】医療費一部負担金担当窓口：町民課国保医療係 ☎85-6130
介護サービス利用料担当窓口：健康福祉課介護保険係 ☎86-0213